

公 告

熊本県公告第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成14年10月30日に提出された変更届出に対し、同法第8条第1項の規定により松橋町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーフェニックス松橋店
下益城郡松橋町字園田 858-1
- 2 市町村意見の概要
地域の生活環境に十分配慮して運営をしてもらいたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成15年3月28日から平成15年4月27日まで

熊本県公告第220号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成15年3月20日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社マツケンホーム
熊本市荒尾一丁目1番63号
代表取締役 松本 清一
熊本県知事許可（般－12）第14833号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社マツケンホームは、平成12年4月10日、建設業許可（建築一式工事）を取得したものの、同年9月9日、同社の経營業務の管理責任者及び専任技術者を兼ねた役員が死亡したことにより経營業務の管理責任者及び専任技術者の設置に関する基準を満たさなくなったにもかかわらず、定められた期間内に変更届等の手続をとらず、長期間にわたり営業を継続していた。
このことが、建設業法第29条第1項第1号に該当すると認められる。

附 則

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合規則第一号

有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則
有明海自動車航送船組合組織規則（昭和二十三年有明海自動車航送船組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 第四条中「営業課」を「業務課」に改め、「船舶課」を削る。
第五条の表営業課の項中「営業課」を「業務課」に改め、「11 その他 営業に関する事。」を削り、同項に次のように加える。
- 11

船舶乗組員の労務管理及び労働安全衛生に関する事。
- 12

船舶乗組員及び運航管理員の教育訓練に関する事。
- 13

船舶の運航及び配船計画に関する事。
- 14

運航管理に必要な情報の収集及び伝達に関する事。
- 15

船舶及び輸送諸施設等の維持管理、営繕に関する事。
- 16

船舶及び輸送諸施設等用品調達に関する事。
- 17

その他、営業及び船舶業務に関する事。

第五条の表船舶課の項を削る。
第六条第二項中「営業課」を「業務課」に改める。
別表第一を次のように改める。
別表第一（第四条の一関係）

課	係
総 務 課	総 務 係 経 理 係
業 務 課	営 業 係 船 舶 係

附 則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組合訓令第一号

有明海自動車航送船組合公印規程（昭和二十三年有明海自動車航送船組合訓令第七号）の一部を次のように改正する。
平成十五年三月二十八日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

別表第一の七の項中「有明海自動車航送船組合営業課長印」を「有明海自動車航送船組合業務課長印」に、「営業課」を「業務課」に改め、同表十三の項を削る。

別表第二中

7

自 送 営 印
海 航 合 長
明 車 組 課
有 動 船 業

方21

を

7

自 送 業 印
海 航 合 長
明 車 組 課
有 動 船 務

方27

に改め

13

自 送 船 印
海 航 合 長
明 車 組 課
有 動 船 舶

方27

を削る。

附 則
この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組令第二号

有明海自動車航送船組令運航管理規程（昭和五十三年有明海自動車航送船組令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 潮谷 義子

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「船舶課」を「業務課」に改める。

第五条中「第七条の二第三項各号の一に該当する年齢二十五歳」を「第七条の二第三項各号のいずれかに該当する年齢二十歳」に改める。

第六条各号列記以外の部分中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第八条第一項中「運航管理代行」を「運航管理者代行」に改める。

第十八条第一項中「条件に達した」の下に「とき又は達するおそれがある」を加える。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項及び場合」を「次に掲げる場合」に改め、「掲げる事項及び場合に」を削る。

第三十条第三項中「運航課」を「業務課」に改める。

第三十一条第二項中「事業部」を「業務課」に改める。

第三十七条中「関係海運局」を「関係運輸局」に改める。

第四十二条中「教育又は訓練」を「訓練又は教育」に改める。

第四十四条の見出し中「備付」を「備付け」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

有明海自動車航送船組令第三号

有明海自動車航送船組令専決規程（昭和五十六年有明海自動車航送船組令第三号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 潮谷 義子

第六条の表営業課長の専決事項の項中「営業課長」を「業務課長」に改め、同項に次のように加える。

五 定例に属し、かつ重要でない船舶の小修理並びに消耗器械の購入に関すること。

六 船舶職員の勤務割当に関すること。

七 船舶の運航業務に関する軽易なこと。

八 定例に属する船舶用品の調達に関すること。

九 無線局の管理運営に関すること。

十 その他、船舶の安全管理に関すること。

第六条の表船舶課長の専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。